

第 4 章 計画の基本理念等

1 基本理念

国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとし、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、「武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画」では、「今後ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4 R の観点から、ごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります」としています。

そのような中で、本市では、前計画において、「市民、事業者及び市が協働して 4 R で目指す循環型社会形成の推進」を基本理念として、ごみ減量や適正処理を推進してきました。

リサイクルは、市がシステムを整備して市民と事業者がこれに協力することで推進できますが、リフューズ・リデュース・リユースは、市民・事業者の主体的な取組がなければ推進できません。

そのため、この計画においても基本理念を「市民、事業者及び市が協働して 4 R で目指す循環型社会形成の推進」とし、前計画の基本理念を継承します。

基 本 理 念

市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す
循環型社会形成の推進

2 基本方針

基本方針1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、生産、流通、販売、消費、廃棄というもののライフサイクルの中で、可能な限り不用物になる前の段階での対策を重視し、リフューズ・リデュース・リユース(以下、「3つのR」といいます。)の推進により、不用物を出さないようにすることです。

市は、引き続き、市民や事業者が、3つのRの意義と必要性について理解を深め、具体的な行動をとるための仕組みづくりや普及啓発活動を推進します。

市民が3つのRに取り組みやすくなるように、事業者に対して、引き続き、拡大生産者責任に基づいた行動を求めています。

基本方針2 リサイクル(資源化)の推進

3つのRを推進した上で、それでも発生してしまった不用物については、リサイクルをすることが必要です。

市は、引き続き、集団回収など、市民の自主的なリサイクルを支援するとともに、事業者に対して店頭回収の拡充など、市民がリサイクルに取り組みやすい環境を整備することを求めています。

資源の「質」にも着目し、引き続き、ペットボトルからペットボトルを再生する「水平リサイクル」のように、可能な限り質の高いリサイクルを目指します。

基本方針3 適正処理の推進

4Rを推進した上で、それでも、ごみになってしまったものについては、市民の生活環境の保全を前提とした上で、環境に負荷を与えないように適正に処理することが循環型社会形成のための前提条件です。

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分については、引き続き、市民の公衆衛生と環境保全を確保し、安全で安定したごみ処理の向上に努めます。

ごみを処理する段階では、引き続き、ごみ焼却施設から出る余熱を利用したり、ごみの中から金属を回収したりすることで、ごみとして捨てられたものも最大限に利用します。

基本方針4 市民・事業者・市の協働

4Rやごみの適正処理を効率的に推進し、「市民、事業者及び市が協働して目指す循環型社会形成の推進」を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが必要となります。

このような状況を作り出していくために、市は、引き続き、市民と事業者に対して様々な情報提供を行い、情報共有することにより、各主体が相互に協力して活動を行えるよう努めます。

3 市民・事業者の行動指標

(1) 市民の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋などの不用な包装を断ります。
- 食事は食べきり、ごみにならないようにします。
- 食品の消費期限や賞味期限をチェックし、ごみにならないように心がけます。
- 生ごみは、「ミニ・キエーロ」や「生ごみ処理機器」を使用して減量に努めます。
- 生ごみを可燃ごみとして排出するときは、水切りをします。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 不用になったものは必要な人に譲ります。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- ものは大切に長く使います。

2 リサイクルの推進

- 地域の集団回収に参加します。
- 販売店の店頭回収に協力します。
- 市の資源の収集や乾電池、使用済小型電子機器及び使用済インクカートリッジの拠点回収などに協力します。
- 再生資源を利用した製品を購入します。

3 適正処理の推進

- ごみ・資源の分別区分を守ります。
- ごみ・資源を出す日や時間など、ごみ出しルールを守ります。
- 可燃ごみ、不燃ごみ及び容プラを排出するときは、指定収集袋を使用します。
- ごみ・資源の排出場所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 排出場所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。

4 市民・事業者・市の協働

- 事業者及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

(2)事業者の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 製造者・販売者は、製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 製造者は、長寿命製品の製造や修理体制の拡充に努めます。
- 販売者は、簡易包装を推進します。
- 販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。
- 販売者は、消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるよう工夫します。
- 排出事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

2 リサイクルの推進

- 販売者は、店頭回収を積極的に行います。
- 販売者は、再生資源を利用した製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売者は、生ごみを飼料や肥料にするよう取り組みます。
- 事業活動から排出された資源の自主的なリサイクルに取り組みます。

3 適正処理の推進

- 排出事業者は、自己処理原則に基づいて処理します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、日量10kg未満とします。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するに当たっては、家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施していることから、「市民」に準じた役割も果たします。

4 市民・事業者・市の協働

- 市民及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。